

## 第9回松島町子ども・子育て会議録（要約版）

**日 時** 平成27年1月28日（水） 13時30分～

**場 所** 松島町文化観光交流館 1階会議室

### 出席者

委員：遠山勝雄会長、瀬野尾千恵委員、土井いく子委員、袖井智子委員、平井素子委員、岡田康子委員、千葉圭子委員、三品ひとみ委員

事務局：阿部町民福祉課長、鷹平福祉班長、田瀬主査、大泉保育士、榊ぎょうせい教育委員会、健康長寿課

### 次 第

- 1, 開 会
- 2, 会長挨拶
- 3, 議 題
  - ・パブリックコメント回答について
  - ・子ども・子育て支援事業計画（案）について
  - ・留守家庭児童学級について
  - ・利用定員について
  - ・その他
- 4, 意見交換
- 5, 閉 会

### 【質疑・意見交換】

会長：ではまず、事務局から説明をお願いしますが、委員さんたちから意見を欲しいところで区切って説明してください。

－事務局説明（パブリックコメント）－

会長：では、ご意見をお願いします。これを回答するときに、法律に値するものは1つひとつ数字など入れてしまうと事業をするときに厳しいという風にならないように書いていかなければいけないと思います。職員の質の向上についても、質が悪いわけではないですよ。この辺りは、部署によって必要な時に技能を習得できるような体制を作るということは必要ですね。

委員：3月まで職員だったので、この意見を見たときに厳しい意見だと思いました。計画に乗る部分でなく現場レベルのこの意見と受け止めたので計画に載せる載せないは別として、現場の職員がこのような意見があるということを知って向上心を持ってやっていかなければならないと改めて感じました。経験を積んでいくと甘んじていたり、公立のみで比べるものがなかったりするのでも真摯に受け止めていかなければ

ればと感じました。

委員：ここに書いてある「専任の指導者」とは何でしょうか。今の状態も専任だと思いますが、正規の職員ということなのかという観点であるのであれば、正規職員だからいい先生、臨時職員だから悪い先生ということであればそれは違うと思います。何を意図して「専任の指導者」と言っているのか疑問に思いました。

事務局：現在、保育所も幼稚園も重大案件であればあるほど、福祉班や教育委員会に上がって来てそこでの判断を待つという流れがあって、それはこちらとしては当然の流れかと思っていたのですが、このご意見は現場で起きたことにすぐ対応できない組織体制はどうなのかというご意見かと解釈していました。

委員：以前の保育所の体制というと、所長がいて主任がいて保育士がいました。保育所内で何か起きた時は所長や主任が父兄と対応したり、町ともやりとりしていたのですが、子どもも職員も少なくなり、所長も保育に入り、主任の格付けがなくなりみんなが保育に入ると、きっちり話し合ったり保護者との対応が松島は手薄になっているところがあったのかなと思います。私が以前いたところは、所長は所長の仕事、主任は主任の仕事ということで、何かあった時は保護者対応も所長・主任が対応し、新しい保育士が入ったときは主任が指導したりしていました。職員たちは一生懸命していると思いますが、その違いで質のところや保護者対応の部分で誤解されているのかなと思います。そういうところで指導者というのは、学校で言うと教務主任のような人のことなのかなと思いました。研修にも行っていますがそれがうまく出せなかったり、対応が遅れたりすると保護者からは対応が遅いと言われてたりするのでこのような意見が出されたのかなと思いました。

会長：これは難しい部分ですね。「所長がいなくて対応できないと言われた」など、どんな場面で思ったのかなども関係してきますよね。

事務局：これはいろいろな背景があるので、具体的な回答ではないほうがいいですね。

会長：そうですね。囚われないで回答したほうががいいと思います。

委員：職員も一生懸命しているのですが、それをうまく伝えるようにできればいいと思いますが、少しずつれていたのかもしれないですね。

教育委員会：今度五幼で3歳児保育が始まるので、幼稚園の職員も保育所へ実習に行かせてもらったり、仙台の秋保幼稚園に見学に行かせてもらうことになっています。謙虚に受け止めるとすれば、公立ということにとどまらず、いろいろなところの良さを実際に体験しながらという研修を新年度から一幼も二幼もしていこうとしています。このより効果的な研修ということで、これから具体的なことをしていこうとしていますし、現在も研修などしているので、職員の「さらなる」資質の向上を図っていきますという表現ではいかがでしょうか。

会長：適材適所ということですね。

事務局：4番～6番は同じ方からの質問なのですが、この辺りについてはいかがでしょうか。

か。

会長：小児医療体制について、松島はとても充実しているのでしょうか。専門医も2人いますし。こう質問すると、みなさん「え？」となるでしょう。これも難しいですね。

事務局：小児科は中山先生と小野寺先生の2つですね。

委員：4番は町の長期計画の中で努力していくということでいいかと話していたのですが、5番は意図も分かるのですが、記載の方法について検討していくとはどのようなことなのでしょう。

事務局：質問でも「計画に記載すべきである」と書かれています。今はPTAや子ども育成会という内容がない状態なので、案の中に表記として入れていくことがこの回答に対しての1つ方法と考えていたのですが、どう書いていくかはこれから検討になります。

委員：記載するときは、教育委員会と合わせるという必要はないのですか。

事務局：教育振興基本計画などでしょうか。

委員：教育委員会と意思疎通をするのですね。

事務局：それは教えていただければと思います。ここに記載が必要なのか、無くてもいいのではないかとと思いますが。

委員：「記載方法について検討する」というところが曖昧で、納得してもらえないかなとも思います。また、6番について、小児科医が2人いるということなのでその先生方が力を発揮してくれることはありがたいですが、子どもを育てていく上で本当に心配なのは夜間診療が町にないということが切実な問題だと思います。広報には夜間診療・松島病院と書いてありますが、私が夜間診療に行った際診てもらえなかったです。広報で夜間診療していると見たと伝えると、書いてはあるが診てくれる先生はいないと言われ、別な病院に行くことになりました。あれでは子育て中夜中に急病の際に対応してもらえないことは切実な問題なので、何か今ある医療体制の中で協力してもらえないのかなと思います。ここに書ききる必要はないと思いますが、そう思いました。記述に関しては特にありません。

教育委員会：5番なのですが、教育振興基本計画の際も同じような意見が出されました。

今の家庭と地域と学校で、共同で子育てしていくというところは教育振興基本計画でも基本となる場所です。この方の連携を反映するとすれば64ページの次世代育成行動支援計画の「家庭や地域における教育力の向上」の部分に1欄設けてはいかがでしょうか。実際には子育て育成会で子育て講演会をしたり、安全点検も教育委員会が支援して行っているのでも事務局サイドで検討してもいいのでしょうか。

委員：今の話で、固有名詞でPTA、子ども会育成会と縛りをつけてしまうのは良くないと思っています。例えば、保育所にしか行っていない家庭だとPTAも子ども会育成会もその段階では関係ないとなってしまうので、もう少し言葉を柔らかくして地域の保護者とともに育成に貢献する、というようなトーンでしていかないと、「私はどち

らにも入っていないわ」という人が必ず出てきてしまうと思います。町外に通っている方もいるので、そういう方たちももれなく網にかけてあげるような表現にしてほしいと思っています。

委員：おっしゃる通りだと思います。「家庭教育の支援の充実」で家庭や地域との連携をうたっているのですが、それに含まれていると考えていいように思いますね。

会長：これがないというのはあり得ないことですよ。一人の意見が全部通るわけでもないですし教育委員会に言えば通るといってもいいですしね。憲法なのでそういう作り方をした方がいいと思います。

委員：「連携しているとはいいがたい」と書いてありますが、私は協力し合っていると思っています。文章だけを見て、この方はしていないと思うのかと思いますが、現状はしていると思いますので、そこが引っ掛かります。

会長：優秀な意見でもみんなで作っている組織だから、それがすべてではないですしね。さっきのお話であった夜間診療は大学病院の先生に来てもらって以前はやっていました。

委員：では、私が行ったときの対応はどうなのでしょう。頻繁に行くところではないので、診てもらえないと思ってしまいます。しかしこの対応は常ではないということですね。

委員：3番なのですが、乳幼児医療費が4月から15歳までとなるということで、この詳細を広報やホームページでお知らせと書いてありますが、広報を全世帯が見ているかと言うとそうでもありません。大事なお知らせは対象の方に個々にお知らせするというのも付けてほしいです。受給者証は、それぞれに配布となるのですか。

事務局：対象者には受給者証とともに郵送します。ここに記載はないのですが、報道にも投げたり、医療機関にポスターを貼ったりという準備もしているところです。

委員：他にも大事なお知らせがあるときは広報とホームページだけでなく個々にお知らせしてほしいです。

委員：広報は見ないということですか。広報が届かない地域もあるということですか。

委員：届くそうなのですが、特に2世帯住宅だと祖父母のもとで止まっていて若い人を見ないそうです。

委員：広報はくまなく見るもので役場もそのために出していると思っていたので、届かない地域があるのかと思って質問しました。

委員：五幼の3歳児保育のお知らせしたときに、該当の方が分からなかったという人が何人かいました。

事務局：乳幼児医療費については、先ほど言ったように対象者に通知し、来月の広報に掲載し、河北新報などの報道への投げ込みと近隣の医療機関へのポスター掲示、町内にも張り紙をします。広報は若い人たちは見ないかもしれませんね。

委員：パブリックコメントについては、ホームページに回答を掲載し文字に残すというこ

とになりますよね。

事務局：他市町村もそのようにしているので、そうする予定です。

委員：そうなるとう答の「ご意見の通り」という表現は、いろいろな意見がある中なので言い回しを更した方がいいのではないかと感じました。この方にとってみると真摯に答えてもらえたと感じると思うのですが、その他の意見もあるかと思うので、更した方がいいかと思いました。

会長：その方がいいですね。

委員：4番ですが、寄せられた意見の方はどうしようもないと思うのですが、町の意見の部分で、回答は上手に描かれていると思うのですが、男性女性という特定するような言い方で縛ってほしくないと思います。「地域として子育て支援の後押しをしていく」や「子どもを産みやすい環境を整える」というようなところで留めてもらえたらと思います。町としての考え方は、環境整備に努めますくらいに留めてもいいと思います。

委員：回答の前半を除いて、後半を残していくという書き方ではどうでしょう。

委員：実際に産みたい、育てたいというときに住みよい町であるということが大事なのだと思います。

会長：そういう環境が整っているのであれば言うてもいいが、まずそのような環境を作ることが大切ということですね。では、他にありますか。ないようなので、次に進ませていただきます。

—事務局説明（子ども子育て支援事業計画（案））—

会長：では、修正点を含めてご意見をお願いします。議会でもこの一覧資料で説明するのですか。

事務局：そうです。第6章～7章は、この資料で説明した方が分かりやすいので活用させていただきます。

会長：ご意見をお願いします。

委員：この資料は分かりやすいですね。1つ意見としますと、課題のところの②の矢印部分の「調査」の「イベント」の「イ」が抜けています。また、あとが苦しくなっはいけないので、あまり縛りをつけない方がいいとは思いますが、①の計画での取組みに平成28年からと書いてあり、言い切っているなので、これなら読んでいる人は「28年度からはこうなるんだ」と分かると思います。ただ、⑨の2段目の部分は「内容充実を図りながら継続する」という表記になっているので、このように書いてあると「柔軟に預かってほしい」という要望に対して、本当に良くなるのかと思うと思います。一時預かりも預けたいときにすぐ預けられない、昼寝用の布団を持って行かなければならないなどあり、そういう部分を考えてほしいという話も聞きます。さらに改善していくという期待ができないように感じたのですがどうなのでしょうか。

事務局：現在磯崎保育所で行っていますが、ある程度の方登録してもらっています。急を要する方も保育士の現状にもよりますが、預かってはいます。しかし、あまり浸透はしていないかもしれません。

事務局：今まで朝に急にという方はいませんが、前日の夜5時頃に「明日預かってほしいのですが、初めての利用でも預かってもらえますか」というケースもあって、そのときは保育所でも受け入れられるということで、当日の朝に面接をして預かったこともありました。

委員：では、できる感じですね。見られる人数は保育士の人数にもよると思いますけどね。

事務局：研修等でいない場合もありますが、ほとんどは受け入れる体制でいます。

委員：サービスの現状をよく知らない方々がいるということですね。結構なサービスをしていますね。

会長：急な申し入れも受け入れているのですか。前もって申し込みしてほしいということにはならないのですか。

事務局：普通は前もって申し込んでくださいということにはしています。急な部分についても基本的にはしています。

会長：布団を持ってきてという話にはならないのですか。

事務局：布団も持って行くので利用しづらいという話も聞こえてきます。行くたびに布団を含め必要なものを全部持って行かなければいけないし、利用後は全部持って帰らなければならないので気軽には使いづらいという声も聞こえてくることもあります。

委員：先日聞いた話もそのようなことを言っていました。

会長：行政から答えればやっているという答えになるが、利用者から見ればここについてはダメだったということだと思います。

事務局：毎回布団は大変ですよ。

事務局：それか、布団は用意しておいてそこに敷くタオルだけ持ってきてもらってということでもいいと思います。

委員：そうですね。バスタオルでもいいですね。

事務局：内容充実ということで考えなければならないですね。

委員：利用しやすい環境を作るとのことですね。

事務局：タオルくらいなら利用しやすいですよ。全部は大変ですよ。

会長：バスタオルは直接肌に触れるものですからね。

事務局：今の時点で改善できるところは改善してということですね。

委員：そういうことが期待できるということで、表記はこのままいくのですか。

会長：その時その時に合わせた対応ということではないのですか。

委員：「柔軟な対応を検討していく」という表記にしてもらえればと思います。

会長：「内容を充実して」となると今はどこが欠けているのかという質問が来るかもしれませんね。

事務局：今であれば布団の問題ですね。

事務局：確認ですが、1章の状況、課題を先に入れたのですが、他市町村のものを見ても、数字、基本理念、現状、課題と来ているのですが、町のものは先に課題から入っているのが冒険だと思います。計画ができてみると分かりやすく感じているのですが委員の皆さんはどのように感じたでしょうか。

会長：よく言われるのは国の施策のコピーということなので、そのように言われるのはしゃくなので、ここで議論した答えだと言いたいですね。

委員：私はとてもいいと思います。これを最初に見たときに、基本方針1～3にかかるところが書いてあり、この内容を理解するのに役立ち見やすかったです。後ろを読んでいるときに、最初のページに戻りながら確認できました。

会長：他に意見はありますか。

委員：先ほどの1ページの表の図式化は分かりやすいと感じています。いろいろな計画を見てきた中で、最初に図式が出てくるというのは初めてでしたが、全体が見やすく読んだ方も入りやすいと思います。これから変更もあるかと思いますが、基本方針などはもう少し目立つようにしていくといいかなと思います。平井委員のご提案もあり見やすいので前であってもいいのかなと思い、考え中です。

事務局：それはこちらでも考えていたところでした。これが70ページからの答えのような気がして迷っていました。

委員：折り込みのように見開きで作ることはできないですか。

事務局：製本については技術の問題なので大丈夫だと思います。エンゼルプランで作ったものがここにあります。

会長：「ぎょうせい」さんいかがですか。

ぎょうせい：予算でできるのであれば、折り込みがいいと思います。製本すると真ん中のところは切れてしまうので、折り込み1枚の方がいいと思います。70ページからはこれまでの課題等のまとめの結果です。これを最初に持ってきたらどうかという話ももらいました。初めにネタバレでも委員さん方がいいというのであれば、他にないものになっていますし、構わないと思います。

会長：予算は問題ないのですよね。

事務局：営業の方と話してみます。

委員：70ページ以降はそのままにしてさらに折り込みというのはできますか。この表を一欄で見たい時に折り込みだとありがたいです。

事務局：それはできます。

会長：これを色づけして、前に持ってきてもいいですね。

事務局：これは三つ折りですよ。

会長：表を色づけして前に持ってきた方がいいと思います。白黒だと同じものをなぜ2つ載せるのかとなると思います。

事務局：別冊でもいい気がしますけどね。

事務局：エンゼルプランだと A3、1枚でつづってあります。この辺りは工夫次第です。一目でわかる概要版を作ろうとも思っていました。この表が概要版でもいいかと思いますが、うまく組み合わせて作れればと思います。ただ2冊になったら邪魔かな、失くしてしまうかなとも思いますし悩むところです。

教育委員会：これと70ページ以降の3枚をセットにしてはいかがですか。最終的な考えを3枚を目立つ形とした方がいいのではないですか。

会長：それもいいと思いますが、そうしたら机の中にしまわれて終わりそうですね。

事務局：これで全部分かるからですね。

事務局：町の施策としては分かりやすいですよ。

会長：印刷の枚数としては大したことはないですよ。紙代だけですよ。仕上げとして入れてほしい気はしますね。金額は変わらないですよ。エンゼルプランはカラーなのにこれは白黒なのですか。

事務局：最終的に色はつきますし、写真も載ると思います。技術的なものも含めて詰めます。

事務局：幼児期の学校教育・保育の部分について、計画の取り組みのところの1番上の部分ですが、「幼保一体の提供も含め施設の在り方を検討していく」と書いてありますがこれは認定子ども園のことです。ただ、下の部分で「年度中認定子ども園への移行は予定されていない」と書いてあり、ここの部分だけみると相対している内容だなどと思いました。表現としてここを変えるべきかと今思ったのですが、本編にもこのまま出ています。

委員：私は必ずしも認定子ども園だとは理解しなかったです。皆さんそう思うでしょうかね。

事務局：いわゆる高城分園のようなイメージですか。

委員：そうです。幼保一体型の提供を検討していくということで、今までの話し合いから私は認定子ども園とはならないと思いますが、一般の方たちはどう思うかですね。

会長：認定子ども園的に取られたら困りますよね。今はできないですよ。昔いろいろあった経緯もありますし、補助がないのもありますしね。

事務局：公立では難しいと思います。民間では補助があっても公立にはありません。

教育委員会：認定子ども園では管理者は幼稚園教諭と保育士の両免持っていないといけな割に給付費は管理者としては1人とみられてしまいます。認定子ども園に縛られなくても、幼稚園・保育所が連携して一体的な幼児教育が進められれば保護者のニーズになると思うので、無理に入れなくてもいいのではないかと思います。ここ5年間の動きが見えないところがあります。県内の近隣の認定子ども園を取り下げている施設もあるので、連携して行えればいいのではないかと思います。

会長：それは難しいと思います。他市町村の施設を見たときに、幼稚園と保育所を施設内



の廊下を区切ったりしていて違和感を感じ、連携は難しいと思いました。

事務局：本来ならば仕切りは必要なくて、幼保連携であれば4，5歳児は同じ教育をさせるということが連携ということだと思います。

会長：連携する意思があれば連携できると思いますがね。

教育委員会：建物の補助の関係ではないかと思います。第二幼稚園は委員が連携型で園長であったので保護者の気持ちは分かると思います。

委員：以前も話しましたが、保護者にとってはいいと感じていたと思います。考えてみると幼稚園教諭と保育士がそこで交流できたということで、子どもたちに対しても同じような保育の仕方というのをお互いに勉強できたという意味で、必ずしも子どもたちと言うよりも同じ公立の幼稚園保育所であるから、それぞれ交流し合ったり勉強し合い、保育所と幼稚園の職員もそれぞれの施設に移動もすることで、保護者もみんな同じ保育を受けていると感じると思います。

会長：その際は苦勞を掛けましたね。

委員：すっかり浸透したと思います。

教育委員会：アンケートの満足率も年々上がっています。幼稚園、保育所、学童などすべてが一つで済むので保護者からすれば最高ようです。毎週打ち合わせを持ち、連携も取っています。

委員：学校に行って必ず毎週打ち合わせをすることで行事のやりとりも、学童と幼稚園としています。

教育委員会：苦肉の策だったのですがね。

会長：以前認定子ども園を作ろうとした時も、給食は同じものが食べられないなど国よりも県の壁が破れず分園とした経緯があります。

委員：今も給食は一緒ではないのですか。

会長：そうです。

事務局：基本は、外部搬入は認められることにはなったのですが、小さい子どもの給食はセンターでは難しいです。

教育委員会：0～2歳は個別のメニューのため、3歳以上であれば搬入もできるのでこれから検討になると思います。

会長：なぜ乗り越えられないかと言うと、保育所の補助金がとても多いということがあります。では次に移ります。

—事務局説明（留守家庭児童学級）—

会長：では、ご意見をお願いします。

事務局：条例制定についての補足ですが、2月4日に議員説明があり、3月には条例制定の議案をかけます。2，000円の利用料は2市3町の様子を見て一番低い2，000円としました。特化しているのは利用時間を午後7時までとしたのは、高校生も使うためです。

委員：2ページ目の下部分に定員がありますが、児童館の平米と定員ですよ。この定員で6年生まで賄えるのですか。また、利用の規定が厳しかったと思いますが、入級の規定、優先順位はどうなるのですか。

事務局：現在の状況は1～3年生は賄えます。また、4年生以降もニーズ調査から数を算出したところ、定員の65名以内となったので現状は賄えるということになりました。入級の規定は保育所と同じと思っていましたがどうでしょうか。

教育委員会：基準は保育所と同じです。保護者が就労等で家庭にいないというのが留守家庭の要件です。介護でいないというのもあります。家に祖父母がいる場合は対象にはなりません。

事務局：実際1～6年生ということになって、定員を超えることがあれば選別しなければならないので、低学年が優先ということになります。

教育委員会：今教育委員会が所管していますが、夏休みや土曜日は合同学級になり、誕生会などすると全員が来ます。そのときに114㎡だと69人です。途中入級児もいるので、初めから定員65人埋めていたら狭くはないかと思うので、たんぼぼ学級は60人としてもいいのではないかと思います。他の部屋使うこともできるのであればこれでもいいかとは思いますが、1年生の途中で入級してくる子や、子どもが1年生になるときに仕事との両立を考える保護者もいるので、1年生は100%受け入れたいと思います。

委員：1～6年生になるのはうれしいですが、3年生くらいになると5、6時間目まで授業があって帰りも遅くなるため、留守家庭児童学級にいる時間が少なくなるというため辞めていく方もいるのですが、長期休み中だけは行くところがほしいというのが親の本音だと思います。運用面で長期休み対応をご検討いただきたいと思います。

会長：そうですね。このような意見が、利用する際の制約因子になるのではないかと思いますね

事務局：今でも夏休みだけ利用している1～3年生もいます。もし、4～6年生の利用もあるのであれば受け入れます。実際、現状では長期休みは利用者が減る傾向があります。登録しなくても児童館は午後5時まで開いているのでそこで待っているということもできます。

会長：減るのは何か理由があるのでしょうか？

事務局：兄弟が家にいるので、一緒にいるというのが多いようです。

会長：単に小さい子どもが留守番できないからということではないでしょうか。児童館に来ることによるメリットを知らせていかなければならないですね。

事務局：私のケースで言うと、母方の実家に預けるなどして長期休暇は利用しなくなっていたので、平井委員のような意見もあるのだなと勉強になりました。

事務局：基本的に対応として受け入れます。

教育委員会：以前岡田委員がこの会議のために小学生の一時預かりはできないのかという

ことがありました。全然できていない中で言うのは何なんですが、今度は子育て支援の職員や児童厚生員もいるので受け入れができるのではないかと思います。一時預かりやその利用料について、サービスアップとすれば課題かなと思います。特定の人以外も緊急時使えるというのも考えられるかなと思います。

委員：夏休みだけ預けるとしても、料金は毎月払うのですか。一時的に預けるかもしれないから登録しているという方も多く、登録していれば必要な時に使うという感じだったのですが、この2,000円の料金は夏休みだけであっても登録した人が毎月払うものですか。

事務局：今は1カ月単位でおやつ代3,000円です。1日でも行けば3,000円払うことになっています。夏休みは2、3日我慢すれば、おやつ代を払わなくていいとなるのですが、どうですかね。

事務局：そこは今まで考えていませんでした。日割り計算となるかと思うのですが条例にうたってしまうかどうかですね。

教育委員会：夏休みだからと2カ月分取るのではなく、7～8月の夏休みの日数は約1カ月ということで1カ月分だけもらっています。冬休み春休みも合わせて1カ月としています。1番は土曜日だけ頼みたいという人も同じ金額をもらっています。おやつ代は保護者会費なので、毎日のおやつよりもイベントの時が主にお金がかかります。今回は利用料の話もあるので、保育所、幼稚園は日割計算をするという条例なので、今回条例を定めるときに日割とすると1回当たり200円とか1回当たりの金額を設定するなどしてはどうかと思います。1回の利用で同じ2,000円はどうかのかなと思います。他市町村では1回200円や500円として取っているところもあります。

会長：なぜ、利用料が必要なのですか。

事務局：ある程度受益者負担も必要ということです。

教育委員会：国では総事業費の半分は保護者負担にしろと言っています。今回は国の設定よりも少ない利用料なので補助は少ないですが、金額は上げたくないのでも2市3町の中で最低の2,000円としています。留守家庭の保護者会で話した時はおやつ代も含めトータル5,000円上がるのは厳しいという話も聞かれました。2,000円利用料、2,000円おやつ代、トータル4,000円ということになりました。

会長：平均的に見たらこの負担は大きいのではないかと思いますね。

事務局：保育所のことを言うわけではないですが、保育所は4～5歳児の場合所得により15,100円～50,000円近くの保育料が毎月かかっています。それが小学校に入ると利用料が0というのもあります。指導員もつきますし、ある程度の受益者負担はしようということで考えています。

教育委員会：朝の7時30分から夜の7時まで長い時間責任もって預かるということで、

働いていないけれども預けたいという方はお断りしていました。住民の平等性から考えるならば、夏休みなど朝から晩まで無料で預かってもらう方と預けられない方との差がないというのも今までの意見として出ていました。そうは言っても急激な保護者負担にはしたくないとも考えています。今回福祉班に伝えたのは、利用料を取るのであれば、低所得者への対応ということで、生活保護世帯、非課税世帯、母子父子世帯、女性世帯には減免をお願いしました。今までの3,000円のおやつ代だった人も1,000円の利用と2,000円の保護者会費ということで、今までと変わらないようにするというのを考えていました。仙台だと3,000円と延長で1,000円、都市部だと15,000円～16,000円くらいの利用料が中心ですが、この辺りの都市部だと4～5,000円くらいだと思います。

会長：社協にいますが、お金を貸してほしいと来る人もいます。そういう人は留守家庭児童学級は使えないですね。

教育委員会：以前の会議では一定の利用料を取ってもいいということになりました。ただ、利用料が高くなるようにということで2,000円としました。福祉の貸し付けを借りに来る人が今までよりも高くなるようにということでの減免規定ということでこの金額になりました。今日の夕方留守家庭の保護者会でもこの辺りの意見を聞くことになっています。

会長：みんなが利用できるものにしたという風に思いますがね。勤めていないとだめということならば、自営業者はどうなるのですか。

事務局：自営業も働いているので利用できます。

会長：保育所も自営業は入れないのでしょうか？

事務局：保育所には自営業も入れます。

委員：児童館の利用として、留守家庭に登録はしていない自由来館の人も来られるのですよね。

事務局：そうですね。遊べる空間として開放はしています

委員：留守家庭だけど、放課後は児童館で自由に遊んできなさいでもそれは分からないですよ。

事務局：そうですね。もしかすると毎日来る子もいるかもしれないですね。5時頃まで遊んで母が迎えに来るということもあるかもしれないですね。

教育委員会：建物入って右側は留守家庭なので、そこは責任を持って有料で時間で預かりおやつも出ます。自由来館はホールや図書ルームなど右側の部屋で小学生なら例えば午後4時30分や5時、中学生なら午後6時30分など自己責任での自由来館ということになります。今まで留守家庭とまでもいかないけどもそういうところを利用したいというニーズにも応えられるのではないかと思います。

事務局：子どもの居場所づくりなんですよね。それが第1の目的です。

教育委員会：今まで子育て支援センターでボランティアさんの育成をしてきましたが、こ

の児童館の中にもボランティアさんに入ってもらって、いろいろなことがしやすいのではないかと思います。

会長：児童館の自由来館の子どもと留守家庭の子どもの区分はできるのですか。同じ所で遊ぶということもあるのですか。

事務局：来館者は利用登録をしてもらいますが、部屋で区分もできますし、時間帯によっては一緒の場所での活動もあります。

教育委員会：家庭の代わりなので、留守家庭に来て図書ルームに遊びに行くということで、そこで自由来館の子どもと一緒に本を読むこともありだと思います。留守家庭は料金もいただいているので、おやつも出すし保護者に責任を持ってお返しするというので、自由来館のグループとはそこは違うのですが、一緒に遊ぶ機会は増えると思います。

会長：おやつ時間に自由来館の子が留守家庭に間違っ入って行く子はいないのですか。みじめな思いはしないのですか。

委員：おやつと呼ばれたら対象の子だけ行くと思います。

教育委員会：留守家庭の子はまず宿題を始めます。宿題が終わって午後3時30分くらいから一斉におやつを食べます。自由来館の子どもは家に帰ってから児童館に遊びに来て、午後4時から4時30分くらいに帰ると思います。時間がクロスする部分もあるかと思いますが、流れは変わってくると思いますが、これからの運営で考えていければと思います。

委員：私の孫は松っこ学級ということで週何回かしていて勉強をしてくるのですが、夏休みもあったようなんですが、そういうのは児童館では使えないのですよね。

教育委員会：ボランティアでは入ってくる可能性はあると思うのですが、学校のサマースクールは学校の先生と一体型でしているのでそれとは別に、瀬野尾委員もこれからボランティア活動が増えるのかなと思います。

会長：委員いかがですか。

委員：自由来館の子は、自分は留守家庭ではないと分かっているので大丈夫だと思います。保育所の子どもでさえも分かっていることですし、二小でも放課後外で遊んでいる子どもたちは違うとみているのでそこは大丈夫だと思います。

岡員：1つ確認ですが、どんぐり学級は今まで改善センターでしていたのですが、五幼の中に入るのですか。

教育委員会：今まで月曜日は改善センターが休みだったので、五小の一室を借りていましたが、窮屈な思いをするということで月曜日は五幼で行い、火曜日から金曜日は改善センターで行います。改善センターは保護者の方も迎えに来やすいし、体育館も隣接していますし、何かあった時の管理人体制もあるので、改善センターも使いながら第五幼稚園も活用しながらとなり、保護者の意見を聞きながらですが、今までと基本は変わりません。

委員：中高生も対象に考えているということで喜ぶ保護者もいると思うのですが、時間帯が小学生は午後5時を目安と言うことでそこはクロスしないと考えているのですか。

事務局：そのような時間帯で利用を考えていきたいと思います。午後5時、6時、7時と区切って行くと思います。

委員：高校生が来るかどうかは分かりませんが、あの年齢層の居場所こそ必要ではないかという方も結構います。やがては小さい子にも関わっていけるように育っていければいいなと思います。

事務局：夜は中高生のジュニアリーダーの拠点としても考えています。

会長：難しいですね。みんなが利用できるようにしてくださいね。その他説明ありますか。

事務局：では次の説明に行きたいと思います。

—説明（みなし確認概要）—

会長：では、今日の会議の中身でご意見ご質問ありますか。この見開きは議会に出すまでに完成させるのですか。

事務局：明日まで資料提出なので難しいですね。本編と概要版とA3版の資料で行こうと思っていました。

会長：見開きは渡さないのですか

事務局：それは渡します。最終版も渡します。3月議会で議決をもらう時に渡すと思います。

会長：では、他に何もなければ、次回はいつになりますか。

事務局：今年度最終の会議を2月下旬に予定しています。

会長：議会がどうであろうと2月下旬ですね。

事務局：会議としては町として諮問しているのでその答申をいただきます。最終の会議を開き、2月下旬と思っています。

会長：いつにしますか。3月6日議会ですね。

事務局：そうですね。2月25日水曜日の午後はいかがでしょう。

会長：町長は出るのですか。

事務局：答申案はまとめて、委員さん方と町長へと思っていました。では、2月25日の午後としたいと思います。後日文書出します。また、2月4日の議会全員協議会にこの計画が出されます。

事務局：臨時議会後、全員協議会となります。報告事項が午前中、協議事項、条例関係を協議となり議員さんの意見をもらいます。午後1時過ぎとなりますが、もしよろしければ委員さん方で参加できる方は、傍聴をしてもらえればと思います。